「はじまるくんパソコン」提供申請者　様　　はじまるくん事務局

はじまるくんパソコン・提供申請書兼同意書

はじまるくん事務局は、「**はじまるくんパソコン**」のご提供において【提供条件】を設けさせていただいております。
以下の内容に同意し、遵守いただけることをご確認の上、申請ください。

【提供条件】

1. 「はじまるくんパソコン寄贈プログラム」の申請者（以下、「申請者」という）は非営利団体に限る
2. 申請者は「Comlink・こむりんく」に参加登録していること
3. 「大阪市地域貢献マッチングシステム運用要領」及び次の各号に同意していること

① はじまるくんパソコンは**2台**まで申請ができること、又、受領の日から6ヶ月間が経過するまでは次の申請ができないこと
② はじまるくんパソコンの送料は着払いとし、申請者が宅配業者から受取時に送料を支払うこと
③ 申請者は、はじまるくんパソコンの**受取後、14日以内に稼動確認を実施**し、万が一、不具合が発見された場合は、直ちに**はじまるくん事務局**へ通知すること。尚、当該通知を受けた場合、はじまるくん事務局は、不具合の原因が初期不良と判断した場合に限り、次の条件で交換し、落下・水没等、申請者の過失による不具合は、初期不良とみなさないものとする
　・申請者は、初期不良と認められたはじまるくんパソコンを、**はじまるくん事務局**が指定する場所へ送料負担で発送すること
　・新たに提供されるはじまるくんパソコンの送料は、**はじまるくん事務局が**負担すること
　・新たに提供されるはじまるくんパソコンは、既存のはじまるくんパソコンと比較して仕様やスペックが劣る場合があること
④ 申請者は、はじまるくんパソコンの提供を受けてから、2ヶ月以内と6ヶ月～12ヶ月以内の2回、マッチング経過シートに必要事項を記載の上、こむりんく事務局へ提出すること
⑤ 前号の提出書面の内容は、**はじまるくん事務局**及び**提供企業**(※1)（以下、「**提供企業等**」という）へ開示・提供され、**提供企業等**のCSRレポート等の広報記事としてホームページ等に掲載される場合があること
　（※1）提供企業とは、当プログラムのためにパソコンの寄贈及び再生費用を寄付した企業をいう
⑥ 申請者は、「**提供申請書兼同意書**」に同意・捺印の上、FAX又は画像データをEメールに添付の上、**こむりんく事務局**へ送付すること、尚、当該書面は、はじまるくんパソコン受領後2週間以内に、「**受領書兼承諾書**」とともに**はじまるくん事務局**へ送付することとし、万が一、提出されない場合、**はじまるくん事務局**は、申請者へはじまるくんパソコンの返却を求めることができる
⑦ はじまるくんパソコンに導入されたマイクロソフト社製のソフトウェアには、同梱の「*別紙A-適格受領者ライセンス契約*」が適用されるものとし、当該契約の規定は本提供条件を置き換えるのではなく本提供条件に追加的に組み入れられることに同意し、当該契約の規定を遵守すること。尚、「別紙A-適格受領者ライセンス契約」が同封されていない場合は、マイクロソフト社のホームページに掲載の「Microsoft製品使用権説明書」の記載事項を遵守すること
⑧ はじまるくんパソコンには取扱説明書等が付属していないこと
⑨ **提供企業等**は、はじまるくんパソコンの使用方法に関する問合せには応じられないこと
⑩ はじまるくんパソコンは、法令遵守して使用・管理し、違法ライセンス等のソフトウェアを一切使用しないこと
　尚、はじまるくんパソコンに追加のソフトウェア等を導入した場合、これによる不具合等、**提供企業等**は何等責任を負わないこ
⑪ はじまるくんパソコンは日本国内でのみ使用することとし、国外で使用する場合、別途書面にて**はじまるくん事務局**より承諾を得ること
⑫ はじまるくんパソコンは無償・有償を問わず第三者に譲渡並びに貸与しないこと
⑬ はじまるくんパソコンの提供や使用に伴い発生する一切の責任は、申請者が負うものとし、いかなる場合においても**提供企業等**に損害を与えないこと。又、申請者は、はじまるくんパソコンに起因して**提供企業等**に対して何ら損害賠償請求できないこと
⑭ はじまるくんパソコンは現状有姿のまま引渡すこととし、③に該当する場合を除き交換には応じられないこと。又、**提供企業等**は、はじまるくんパソコンに起因する一切の事故等に責任を負わないこと
⑮ 使用終了したはじまるくんパソコンは、データ消去等を施し、法令に従い、適切な処分を実施すること
⑯ **提供企業等**は、③に該当する場合を除きはじまるくんパソコンの修理には応じないこととし、万が一故障した場合や、申請者の過失により故障もしくは破損した場合、はじまるくんパソコンを前号に従い処分するとともに、再度申請を行うこと
　この場合、3－①又書きの規定は適用されないものとし、6ヶ月が経過しなくとも申請を行うことができる
⑰ **提供企業等**は、事前に申請者に通知の上、はじまるくんパソコンの使用場所にはじまるくんパソコンの使用状況や管理方法等について確認に入らせていただく場合があること
⑱ 【提供条件】に反する行為がなされた場合、はじまるくんパソコンを申請者が送料を負担して**はじまるくん事務局**へ返却すること

はじまるくん事務局　宛

上記【提供条件】に同意の上、以下のはじまるくんパソコンを申請いたします。

※一旦、こむりんく事務局へFAX（FAX番号：06-6765-5618）又はeメール（vic1@osakacity-vnet.or.jp）でお送りください。
後日、はじまるくんパソコンが届きましたら、受領書兼承諾書と一緒に2週間以内にはじまるくん事務局へ送付ください。

申込年月日	年　　月　　日		
申請番号			

申請者名 （団体名） 代表者名	印
郵便番号 住所	〒
電話番号	
FAX番号	
担当者名	
e-mail	@

【ご記入いただきました情報について】当該書面は、こむりんく事務局にお送りいただいた後、はじまるくん事務局へ転送されます。
こむりんく事務局にお送りいただいた書面又は電子データは後日、適切に処分させていただきます。

Ver.2010.03.02